

あなたも二重に！ ささえあい福祉銀行 **受付中！**

『ささえあい福祉銀行』とは、みなさんからいただいた食品などを、子育て世帯や生活困窮世帯など必要としている方々へお渡しする事業です

捨てるのはもったいない…



寄付する

社会福祉協議会



必要な方へ届ける

子育て世帯
生活困窮世帯



ご寄付いただきたい食品

米

レトルト食品

インスタント食品

缶詰

乾物

お菓子

調味料・飲料



※精米から1年以上



※アルコール類不可



寄付食品の条件

○未開封の食品

○賞味期限が1か月以上残っている食品
(賞味期限が明記されている)

○常温で保存が可能な食品

(家庭菜園などで余った野菜も受付しています)



ご寄付の際は、持ち込みのご協力をお願いします。
平日 9:00~12:00
13:00~17:00



豊見城市社会福祉協議会

法人 豊見城市社会福祉協議会

〒901-0212 豊見城市字平良467番地4

TEL:098-856-2782 FAX:098-856-2774

※お問合せは、平日 8:30~12:00 / 13:00~17:00 の間にお願いたします。

・市立わくわく児童館
・真嘉部コミュニティセンターでも
受付中です。

「もったいない」を「ありがとう」に変える 郵便局で『フードドライブ』

【豊見城市・日本郵便株式会社沖縄支社・豊見城市社会福祉協議会 連携事業】

豊見城市内の〒郵便局窓口へ設置されている **フードボックス** へ家庭で余っている食品などをご寄付お願いします。集まった食品は市内の子ども居場所へ配布され、子ども達のおいしい食事として活用されます。(寄付食品の条件は上記と同じです)。野菜は不可。

受付 豊見城郵便局、豊崎郵便局、真玉橋郵便局、豊見城団地郵便局 の**フードボックス**へ

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)のお知らせ

～地域で安心して暮らせるようにお手伝いします～

□ご利用いただける方

認知症のお年寄りや、知的障がい・精神障がいのある方が、自身だけでは、生活に必要な手続きや、お金のやりくりをすることが難しく、生活に不安を感じている場合に、本人との「契約」に基づき、社会福祉協議会がお手伝い(支援)します。

□具体的にを行うサービスの内容

①福祉サービスなどの利用のお手伝い

○福祉サービスについての説明 ○福祉サービスの利用・終了手続き ○福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

②日常的金銭管理のお手伝い

○家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い ○年金、手当などの受け取り ○預貯金のお出し入れ

③書類などの預かりサービス

○通帳、印鑑、権利証など

□料金について 契約までの相談は無料です。契約後のサービスは料金がかかります。(詳しくは社協へ問合せ下さい)

□サービス開始までの流れ **相談** → **訪問・面接** → **支援計画作成** → **契約** → **サービス開始**

□専門員が、支援計画の作成・契約・相談をお手伝い(支援)します。

□生活支援員が、契約内容にそって実際にお手伝い(支援)します。

生活支援員の活動：月数回程度で日中の1時間程度の活動です。少額ですが手当や交通費があります。

【生活支援員を希望される方は、社協へ問合せ下さい】 (問合せ先)豊見城市社会福祉協議会 TEL:856-2782